

[午後1時 開会]

●司会 それでは定刻となりましたので、ただ今から八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
はじめに、委員の皆さまに委嘱状の交付をいたします。

市長、お願いいたします。

●市長 はい。

●司会 氏名を読み上げいたします。

公益代表委員、坂本美洋様。

●坂本委員 はい。

●市長 委嘱状、坂本美洋様。八戸市国民健康保険運営協議会の委員を委嘱します。期間、平成22年4月1
日から平成22年3月31日までとします。平成22年4月1日、八戸市長、小林眞。

よろしくお願ひいたします。

●司会 田名部和義様。

●田名部委員 はい。

●市長 委嘱状、田名部和義様よろしくお願ひします。

●司会 森園秀一様。

●森園委員 はい。

●市長 委嘱状、森園秀一様よろしくお願ひします。

●司会 伊藤 公隆様

●伊藤委員 はい。

●市長 委嘱状、伊藤公隆様よろしくお願ひします。

●司会 加藤 郷子様

●加藤委員 はい。

●市長 委嘱状、加藤郷子様よろしくお願ひします。

●司会 保険医等代表委員、工藤清太郎様。

●工藤委員 はい。

●市長 委嘱状、工藤清太郎様よろしくお願ひします。

●司会 熊谷俊一様

●熊谷 はい。

●市長 委嘱状、熊谷俊一様よろしくお願ひします。

●司会 石田悦保様。

●石田委員 はい。

●市長 委嘱状、石田悦保様よろしくお願ひします。

●司会 山崎圭子様。

●山崎委員 はい。

●市長 委嘱状、山崎圭子様よろしくお願ひします。

●司会 被用者保険等保険者代表委員、大浦 睦郎様。

●大浦委員 はい。

- 市長 委嘱状、大浦陸郎様よろしくお願ひします。
- 司会 清澤 正様。
- 清澤委員 はい。
- 市長 委嘱状、清澤正様よろしくお願ひします。
- 司会 町田秋雄様。
- 町田委員 はい。
- 市長 委嘱状、町田秋雄様よろしくお願ひします。
- 司会 被保険者代表委員、曾我桂子様。
- 曾我委員 はい。
- 市長 委嘱状、曾我桂子様よろしくお願ひします。
- 司会 工藤 惠美子様。
- 工藤委員 はい。
- 市長 委嘱状、工藤惠美子様よろしくお願ひします。
- 司会 木村和子様。
- 木村委員 はい。
- 市長 委嘱状、木村和子様よろしくお願ひします。
- 司会 佐々木育子様。
- 佐々木委員 はい。
- 市長 委嘱状、佐々木育子様よろしくお願ひします。
- 司会 岡田 道博様。
- 岡田委員 はい。
- 市長 委嘱状、岡田 道博様よろしくお願ひします。
- 司会 これより協議会に入ります。

本日の出席委員は17名で、欠席委員は、医師等代表の高橋委員の1名でございます。

本日は、委員の過半数が出席しており、かつ各代表委員が1名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

はじめに、市長からごあいさつ申し上げます。

- 市長 はい。

本日、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、この度は、八戸市国民健康保険運営協議会の委員をお願いいたしましたところ、ご快諾を賜り、厚くお礼を申し上げます。今後、皆様には、国保事業の運営に関する重要事項につきまして、ご審議・ご意見等を賜ることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、国民健康保険は、急速な高齢化の進展や経済の低迷などが相俟って、その運営は制度的にも財政的にも一層厳しさを増しているところであります。国では市町村国保の広域化も視野に入れながら、「後期高齢者医療制度」に代わる高齢者の新たな医療制度の案を検討しているようであります。

このように、国民健康保険を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し、また厳しい状況にある中で、国民健康保険運営協議会の果たす役割は、一層重要なものとなっております。当市といたしましても、医療・保険制度の改革の方向性をにらみつつ、特定健診受診率の向上、国保税の収納率向上対策やレセプト点検の充実・強化、さらには健

康づくり事業の充実など、国保事業の安定運営に向け、より一層努力して参りたいと考えております。

どうか委員の皆様方には、本制度の充実発展のため、特段のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げ、挨拶いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●司会 それでは、八戸市国民健康保険運営協議会規則第2条により、最初に招集する協議会の会長の職務は市長が行うことになっておりますので、会長が決定するまで市長が議長を務め、議事を進行させていただきます。

●市長 はい。それでは、会長が決まるまでの間、暫時議長を務めさせていただきます。

会長は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員の中から選出をすることとなっております。選出方法は、投票と指名推薦の方法がございますが、いずれの方法で行ったらよろしいか、お諮りしたいと思います。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

委員、お願いします。

●委員 はい。指名推薦でお願いしたいと思います。

●市長 はい。

ただいま、委員より、指名推薦とのご発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

●一同 異議なし。

●市長 はい、ご異議なしと認めます。

よって、選出の方法につきましては、指名推薦とさせていただきます。

どなたか、指名推薦をお願いいたします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

委員。

●委員 はい。この国民健康保険事業は目まぐるしく頻繁に改正・改定されることから、なんととっても超ベテランで国保事業に精通している坂本委員、再びよろしくお願いいたします。

●市長 はい。ありがとうございました。

ただいま、委員から、坂本委員を会長に推薦するとのご発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

●一同 異議なし。

●市長 ご異議なしと認めます。

よって、坂本委員を会長とすることに決しました。

以上で、私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

●司会 それでは、坂本会長、会長席にお着きの上、就任のごあいさつと議事進行をお願いいたします。

●会長 ただいま、委員のほうからご推薦いただき、皆様のほうからご同意をいただきました。会長ということで、この国民健康保険、大変重要なものでございますので、いろんな状況に応じて市長のほうから諮問されましたことに対して、市民の多くの幸せ、医療を守る、健康を守るという立場から答申をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

後期高齢者制度が出来て、人数が少し変わっては来ましたが、確実に国民健康保険は市民の人口からいけば50%以上。世帯数でも50%以上でありますので、保険者である市も大変なご苦勞かと思えます。そういう意味で私たちの担っていく使命は大変重いものがあり、皆さんにこたえて参りたい。皆保険制度の中心は、私は国民健康保険だと思っております。この保険の健全な運営にみんなががんばっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

市長におかれましては、大変お忙しい日程と伺っておりますので、次の公務のためここで退席されますことを皆さまからご了承いただきたいと思います。市長、お忙しい中ありがとうございました。

●市長 それでは、よろしくお願いいたします。

●会長 それでは、次第に従って進行させていただきます。次第の5番目、会議録署名委員の選出ですが、選出については会長に一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、ご異議なしということでございますので、

私の方から、石田委員と工藤恵美子委員をお願いいたします。

次に、次第の6番、会長職務代理者の選出ですが、会長職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員から選任することになっております。選任の方法は投票と指名推薦の方法がありますが、いずれの方法で行うかお諮りいたします。

●委員 はい、会長に一任したいと思いますのでよろしくお取り計らいをお願いいたします。

●会長 ただいま、委員から会長に一任という発言でございましたが、私からの指名でよろしいでしょうか。

●一同 はい。

●会長 それでは、異議ないようでありますので、私から指名をいたします。

それでは議会のほうから出ており、民生常任委員をしております森園委員を会長職務代理者に指名したいとおもいます。

森園委員、会長職務代理者の就任にあたり、一言ごあいさつをお願いいたします。

●森園委員 ただいま職務代理者に選出されました森園でございます。この国民健康保険運営の協議会がスムーズに運営できますよう会長を支えてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

●会長 次に、今回は今年度最初の協議会でありますので、国保年金課の担当職員の紹介をお願いいたします。松浦市民健康部長よろしくお願いいたします。

(部長により職員紹介)

●部長 最初に、4月1日、市の機構改革があり、部の名称が従来と変わり市民健康部となりました。その部長を務めさせていただき松浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。職員もだいぶ異動等がございましたので引き続きご紹介させていただきます。

市民健康部次長の工藤哲でございます。

●次長 工藤でございます。よろしくお願いいたします。

●部長 国保年金課 課長、鬼柳裕でございます。

●課長 鬼柳でございます。よろしくお願いいたします。

●部長 同じく管理給付グループリーダー参事の長久保恵子でございます。

●長久保 長久保でございます。よろしくお願いいたします。

●部長 後期高齢者医療グループリーダー副参事、中里充孝でございます。

●中里 中里でございます。よろしくお願いいたします。

●部長 国保税グループリーダー主幹の鈴木伸尚でございます。

●鈴木 鈴木です。よろしくお願いいたします。

●部長 管理給付グループ主査の杉本友樹でございます。

- 杉本 杉本です。よろしくお願いいたします。
- 部長 管理給付グループの主査、宗石美佐でございます。
- 宗石 宗石です。よろしくお願いいたします。
- 部長 以上職員がんばってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 会長 なお、松浦部長さんは医師会の先生方、患者さん方よくわかっていると思いますが、市民病院の事務局長でいらっしゃいました。国保とは大変関係ありまして。立場がちよっと変わりましたがよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。
 まず、(1)「平成 22 年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要について」、事務局から説明を願います。
 (「はい」と呼ぶ者あり)

課長。

- 課長 説明に入る前に、お手持ちの資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1と参考資料1から3です。続いて、資料2と資料3になります。資料につきましては、事前に送付させていただいておりましたが、お持ちでない方はいらっしゃいませんか。

(「無し」の声あり)

それでは、説明に入らせていただきますが、最初に、国保財政の概要について少しご説明したいと思います。参考資料の1をご覧ください。一般被保険者分の医療給付費の財源内訳を説明している図で、数字は国全体の国保財政の金額となっています。

医療給付費の財源は、基本的には、国の調整交付金と定率国庫負担および都道府県調整交付金からなり、国と県の負担が50%で、残り50%が保険料ということになりますが、図の左側にありますように、保険料部分については負担を軽減するための各種支援措置がございます。

次に、右側の前期高齢者交付金というものがございます。これは、平成 20 年度から始まった制度でございます。参考資料の2をご覧ください。従来は、退職者医療制度というものがございましたが、平成 20 年 4 月の見直しで原則廃止となり、65 歳から 74 歳までの前期高齢者に関する財政調整制度が新たに設けられたものでございます。参考資料の3に、国保特別会計の科目の説明を載せてございますので、予算説明のときに参考にしていただければと思います。

それでは、資料1をご覧ください。平成 22 年度国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。左側が「歳入」、右側が「歳出」となっております。また、歳入・歳出それぞれ、22 年度当初予算を 21 年度当初予算との対比で整理しております。

歳入・歳出とも合計は、255 億 3,521 万 7 千円で、前年度より 1 億 5,016 万 4 千円の増額、率にして 0.6%の増となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。1の国民健康保険税は、前年度比 2.5%減の 62 億 3,813 万 5 千円でございます。減となりました主な要因は、被保険者数の減少や、所得の低下等による調定額の減少、収納率の低下によるものでございます。

次に、2の使用料及び手数料は、300 万 1 千円で、国税の督促手数料が主なものでございます。

3の国庫支出金は、国庫負担金及び国庫補助金からなっており、69 億 9,752 万 7 千円でございます。

その内訳は、国庫負担金は、一般被保険者分の給付費、老人保健拠出金分、介護納付金分、後期高齢者支援金分等に係る国の負担金と、高額医療費共同事業拠出金、及び特定健康診査等に要する経費に係る国の負担金でございます。

国庫補助金は、市町村間の財政力の不均衡等を調整するため、交付される普通調整交付金と、それ以外の特別の事情により交付される特別調整交付金でございます。

また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成 21 年度の介護報酬改定により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行うために交付されるもので、21 年度と 22 年度のみ制度でございます。

出産育児一時金補助金は、平成 21 年 10 月以降 2 年間の暫定措置として出産育児一時金を 4 万円引き上げることとしており、その引き上げ分の 2 分の 1 が国庫補助されるものでございます。

4の療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る療養給付費等について、国保税分を除き、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、13 億 1,877 万 5 千円でございます。

5の前期高齢者交付金は、20 年度に創設された財政調整制度で、国保及び被用者保険の各保険者間における、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、それぞれの保険者の加入数に応じて負担調整を行い、前期高齢者の多い国保には、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、52 億 4,890 万 1 千円でございます。

6の県支出金は、高額医療費共同事業拠出金に係る県の負担金と、特定健康診査等に要する経費に係る県の負担金、及び県内の市町村の財政力の不均衡を調整するために県から交付される調整交付金で、10 億 2,220 万 1 千円でございます。

7の共同事業交付金は、「参考資料1」の左端の上のほうにありますが、1 件 80 万円を超える高額医療費を対象に、県国保連合会から交付される高額医療費共同事業交付金と、1 件 30 万円を超える高額医療費を対象として、県国保連から交付される保険財政共同安定化事業交付金で、28 億 220 万 8 千円でございます。

8の繰入金は、地方交付税で措置されます事業費等分と、7割・5割・2割の保険税軽減分や、低所得者を多く抱える保険者への支援分を、一般会計から繰り入れるもので、18 億 4,786 万 8 千円でございます。

9の繰越金は、科目存置でございます。

10の諸収入は、国保税の延滞金のほか、交通事故等に係る第三者納付金、国保資格喪失者等からの返納金等で、5,660 万円でございます。

次に右側の、歳出についてご説明いたします。

1の総務費は、職員の人件費及び物件費のほか、県国保連合会に対する負担金や医療費適正化対策事業費等で、前年度比 14.9%増の 3 億 2,700 万円でございます。

2の保険給付費は、176 億 8,882 万円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費等に要する経費でございます。

3の後期高齢者支援金は、国保が現役世代の支援分として負担する、後期高齢者医療及び事務費に係る社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございますが、22 年度は新たに前々年度の精算分を見込んでおり、前年度比 10%減の 28 億 7,899 万 9 千円でございます。

4の前期高齢者納付金は、歳入の5前期高齢者交付金に関連する納付金でございますが、前期高齢者納付金の額が著しく過大となる保険者の負担軽減のために、加入者数に応じて全保険者に再按分されるもので、738 万 6 千円でございます。

5の老人保健拠出金は、老人医療費に係る、社会保険診療報酬支払基金への拠出金で、3,566 万 4 千円でございます。老人保健制度は、平成 19 年度で終了しておりますが、20 年度予算で支出した 19 年 3 月診療分に対する精算分を計上したものでございます。

6の介護納付金は、介護保険第2号被保険者の保険料分の社会保険診療報酬支払基金に対する納付金で、13億4,763万4千円でございます。

7の共同事業拠出金は、歳入の7でご説明いたしました、高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業への拠出金で、30億2,651万8千円でございます。

8の保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係る経費や国保人間ドックの委託料、市民保養所「洗心荘」宿泊料一部負担事業経費、重複・頻回等受診者に対する訪問指導に要する経費、医療費通知委託料が主なもので、1億7,314万5千円でございます。

9の諸支出金は、国保税の過誤納金還付金とその主なもので、2,005万1千円でございます。

10の予備費は、前年度と同額の3,000万円でございます。

以上で、説明を終わります。

●会長 ただいまの説明に対しまして、委員から何かご質問、ご意見、ありましたら承りたいと思います。
(沈黙)

よろしいですか。

(「はい」の声)

では今の(1)「平成22年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要について」は、終了したいと思います。

(「はい」の声)

では次の、(2)「平成22年度八戸市国民健康保険税条例の一部改正(案)」の概要について事務局から説明をお願いいたします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

課長。

●課長 それでは、「八戸市国民健康保険税条例の一部改正(案)の概要」についてご説明いたします。

「資料2」をご覧ください。

まず、1の改正理由でございますが、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、医療分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げるとともに、非自発的失業者の保険税を軽減する規定を設けるものでございます。

また、被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国保に加入する者の保険税の軽減措置を継続するものです。

次に、2の主な改正内容にまいります。一つ目は、「課税限度額の引き上げ」でございます。医療分の課税限度額を3万円、後期高齢者支援金分の限度額を1万円引き上げるもので、医療分の限度額が現在の47万円から50万円に、後期高齢者支援金分の限度額が12万円から13万円に、それぞれ引き上げとなります。介護分は10万円のまま変更ありません。その結果、課税限度額は、21年度の69万円から73万円となるものでございます。

二つ目は、「非自発的失業者の国保税軽減策」でございます。

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の負担で医療保険に加入できるよう、国保税の負担軽減策として行われるもので、対象となる非自発的失業者の国保税については、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定するものでございます。

対象となるのは、雇用保険の特定受給資格者、倒産、解雇等の事業主都合により離職した者でございます。雇用保険の特定理由資格者、雇用期間満了などにより離職した者で、雇用保険受給資格者証の「理由」欄により判別することになっております。対象となるのは本年4月以降の保険税となります。

三つ目でございます。「被扶養者であった者の保険税軽減の延長」ですが、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保の被扶養者となった者については、それまで保険料を賦課されていなかったことにかんがみ、資格取得から2年間、条例により保険税を軽減する措置がとられておりましたが、これを当分の間、後期高齢者医療制度の廃止までの間ですが、継続するものであります。

3の施行期日等でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。また、改正後の条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

●会長 ただいまの条例の一部改正案の説明をいただきましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員。

●委員 もしかして資料が手元にないかもしれないですが、2のところの非自発的失業者、いわゆる解雇された方というのですが、現状はたぶん前年度の収入で、まるまる100/100になっているのですよね。たぶん今年度そういうかたちに施行した場合に減になる収入はどれぐらいになるのでしょうか。これは失業者の問題もあるので、でてきませんよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

●会長 課長

●課長 申し訳ございません。実際にはどれぐらいの数の方が該当になるのかという計算も出来ないものですから、実際の収入の減の幅は今のところ不明でございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

●会長 委員。

●委員 既に他の自治体も、やっているということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

●会長 課長。

●課長 法改正によるもので、4月1日からということです。実際にはその準備をしている段階だろうと思います。

●会長 それでは他に委員の皆さまから何かありませんか。

〔「無し」と呼ぶ者あり〕

それでは、「(2)平成22年度八戸市国民健康保険税条例の一部改正(案)の概要について」は、了承するという事で、終了させていただきます。

では次に、「(3)平成22年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画書について」、説明をお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

課長。

●課長 はい。それでは、資料3の1ページをお開きください。基本方針を説明させていただきます。

八戸市の国民健康保険は、市民の約30%が加入している相互扶助の保険制度でございます。本計画は国民健康保険事業の具体的な運営事項を定めて、その円滑な推進を図るために、毎年、年度初めに作成しているものでございます。

当市国保の被保険者数は、17年度には合併の影響もあり、年間平均で97,138人となりました。しかし、平成20年度には後期高齢者医療制度が開始し、約2万人の方が後期高齢者医療制度に移行したことなどから、本年4

月1日現在の被保険者数は 71,675 人となっております。

一方、医療費は、被保険者の高齢化や医学・医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加などによりまして、年々増大しております。

また、国民健康保険は、低所得者や高齢者の加入割合が高いという構造的な問題を抱えており、さらには、低迷する経済状況の影響等から保険税収入も思うように確保できないなど、国民健康保険事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況の中ではございますが、財政健全化対策、保険税収納率向上対策、医療費の適正化対策、各種保健事業、適用適正化対策などの諸施策を実施し、国民健康保険事業の健全化を推進してまいりたいと考えているものでございます。

2ページ以降が、その具体的な事業を提示したもので、継続事業ではございますが、七つの項目を掲げております。項目ごとに簡単にご説明申し上げます。

まず一つ目の「財政健全化対策の推進」につきましては、先ほどご説明申し上げたような予算編成につきまして、適正な運営を進めて参りたいというものでございます。

次に、2の「保険税収納率向上対策の推進」につきましては、口座振替の拡大や納税指導・相談や、被保険者の納税意識の高揚のため収納率向上キャンペーンなどを実施して収納率の向上に努めてまいります。

3の「医療費適正化対策の推進」でございますけれども、医療費支出の適正化を図るため、レセプト点検の充実・強化や各種健診の要治療者で医療機関未受診者に対する受診勧奨の訪問指導や医療費通知などを実施して参ります。

4の「保健事業の推進」では、被保険者の健康の保持増進を図るとともに医療費の適正化を推進するために、特定健診、特定保健指導、国保人間ドック、重複・多受診者への適正受診の指導、国保市民保養所宿泊料一部負担事業などを実施してまいります。

続いて、5の「適用適正化対策の推進」につきましては、被保険者の適切な医療の確保及び事業運営の健全化を図るため、資格の適正管理ということで、社会保険等の被保険者資格の的確な把握や退職被保険者資格の適正な適用などに努めて参ります。

6は「補助金申請等事業の適正化の推進」ということで、着実な事業財源の確保を図るため、国庫補助金等の交付申請の適正な事務処理に努めて参ります。

最後に、7の「運営体制の充実強化」でございますが、事業運営の課題等について、ご相談申し上げるなど、国保運営協議会の皆様方のご支援をいただきながら、国保事業の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

それぞれの項目の、具体的な実施内容につきましては、5ページ以降に記載してございますので、後でお読みいただきたいと思っております。

ざっとではございますが、以上で重点事業実施計画の説明を終わります。

●会長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご質問、ご意見を承りたいと思っております。皆様、何かございますでしょうか。

〔「無し」と呼ぶ者あり〕

それでは、「(3)平成22年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画書について」、説明いただきましたが、何かご質問はございますか。計画はよろしいでしょうか。

〔「異議無し」の声〕

では、了解をいただきましたので、この件について、了承することといたします。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

課長。

●課長 皆さまのお手元に「平成21年度 八戸市の国保と年金」という冊子と皆さまの新委員の名簿をお配りしております。あとでご覧になっていただければと思っております。以上でございます。

●会長 ゆっくりご覧いただきたいと思います。他に何かございませんか。

〔「無し」と呼ぶ者あり〕

なければ、これもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。

皆さま、ありがとうございました。

〔 午後 1 時 40 分 閉会 〕